

第 1 4 1 号議案 長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を
改正する条例

目 次

1 条例改正の概要	1 ページ
2 条例の新旧対照表	2 ページ

環 境 部

平成 30 年 11 月

1 条例改正の概要

(1) 改正理由

学校教育法の一部改正により「専門職大学等(※1)」の制度が創設されることとなり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(省令)が改正されたことに伴い、「長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に定める一般廃棄物処理施設の技術管理者(※2)の資格に係る規定を同様に見直すもの。

※1 専門職大学等

大学制度の中に位置づけられ、より実践的な職業教育に重点を置いた仕組みとして制度化されたもので、4年制課程の専門職大学と2年制又は3年制課程の専門職短期大学がある。

4年制課程の専門職大学については、前期課程及び後期課程の区分制課程も導入でき、前期課程修了後、一旦就職してから後期課程に再入学することや、社会人が学び直しのために後期課程から入学することなど、多様な学習スタイルを選択することが可能なものとなっている。

※2 技術管理者

一般廃棄物処理施設において施設の維持管理に関する技術上の業務を担当する者で、同施設の維持管理に従事する他の職員を監督するもの。

(2) 改正の内容

学校教育法の一部改正により新たに制度化される専門職大学においては、「専門職大学の前期課程」は、「短期大学」と同等となり、省令で定める技術管理者の資格に係る規定において「短期大学」に「専門職大学の前期課程」を含むこととする改正がされた。このことから、本市条例で定めている一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格においても、同様に改正しようとするもの。

<参考>法令等の改正内容の一部抜粋

区分	改正前	改正後
学校教育法	短期大学	短期大学(専門職大学の前期課程を含む。)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(省令)	同上	短期大学(学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)
長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(案)	同上	同上

(3) 施行日

平成31年4月1日

2 条例の新旧対照表

長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

現 行	改 正 案
<p>(一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格)</p> <p>第 25 条の 2 法第 21 条第 3 項の規定による条例で定める一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 学校教育法に基づく<u>短期大学</u>又は高等専門学校^の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した^後、4 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。</p> <p>(7) 学校教育法に基づく<u>短期大学</u>又は高等専門学校^の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した^後、5 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。</p> <p>(8)～(11) 略</p>	<p>(一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格)</p> <p>第 25 条の 2 法第 21 条第 3 項の規定による条例で定める一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 学校教育法に基づく<u>短期大学</u>（<u>同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。</u>）又は高等専門学校^の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した（<u>同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。</u>）後、4 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。</p> <p>(7) 学校教育法に基づく<u>短期大学</u>（<u>同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。</u>）又は高等専門学校^の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（<u>同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。</u>）後、5 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。</p> <p>(8)～(11) 略</p>